

舞鶴市役所本庁舎売店経営者募集に係る質問への回答について

	質問項目	質問内容	回答
1	募集要項P.1 運営形態について	売店内に自動販売機の設置による販売は可能でしょうか。	可能です。 ただし、設置に伴う転倒防止措置（アンカー打ち等）や、専用コンセントの増設等の電気工事が必要となる場合は、仕様書に基づき、事前に共済組合と協議を行っていただきます。
2	募集要項P.3 税証明書について	提出書類の「市町村税の滞納のない旨の証明書」および「消費税及び地方消費税の納税証明書」について、対象となる事業年度の指定（直近1年分、2年分など）はありますか。	両証明書とも直近1年分をご提出ください。
3	募集要項P.3 税証明書について	納税に関する証明書（市町村税、消費税及び地方消費税）についても、正本1部・副本9部の合計10部を提出する必要がありますか。	納税に関する各証明書につきましては、正本1部のみご提出ください。本証明書については、副本9部の提出は不要です。
4	募集要項P.3 税証明書について	「市町村税の滞納のない旨の証明書」について、東京都など同証明書が発行されない自治体の場合は、どの税目・種類の納税証明書を提出すればよろしいでしょうか。	東京都のように「滞納がない旨の証明書」が発行されない場合につきましては、直近1年分の「法人都民税」の納税証明書を提出してください。
5	募集要項P.3 税証明書について	「消費税及び地方消費税の納税証明書」について、税務署で発行される証明書の種類（「その1」「その3」「その3の3」等）はどれを取得すればよろしいでしょうか。	本組合が要件として求めていますのは「未納の税額がないことの証明」となります。 したがって、「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれかをご取得のうえ、ご提出ください。 （※「その1」につきましては、納付すべき税額等の証明となり趣旨と異なりますため、不可とします。）
6	募集要項P.3 企画提案書（様式4）について	企画提案書（様式4）の作成について、 ・指定様式に加えて、別紙資料（任意の提案書等）を提出してもよろしいでしょうか。 ・様式内に図やイラストを挿入してもよろしいでしょうか（活字のみでの記載となりますか）。 ・ページ数の上限（指定）はありますか。	企画提案書（様式4）への図やイラスト等の挿入は可能です。また、様式に書ききれない場合や補足説明が必要な場合は、別紙資料（任意様式）を添付していただいても構いません。 企画提案書および別紙資料のページ数に制限はございません。 なお、別紙資料を添付する場合も、募集要項に記載のとおり、審査用資料（副本9部）には社名やロゴ等を表示しないようご注意ください。 併せて、本募集はプレゼンテーションを実施せず書類審査のみとするため、審査にあたり企画提案書等の記載内容に確認事項（疑義）が生じた場合は、事務局から応募事業者に対して電話等により内容の確認（ヒアリング）を行うことがあります。本取扱いの明確化のため、募集要項（P.4）の「8. 選考の実施及び事業者の決定方法」に当該事項を追記しておりますので、最新の募集要項をご確認ください。
7	募集要項P.3 企画提案書（様式4）について	企画提案書（様式4）の「6. 建物改修の要否および費用負担」の欄に、委託料の提案金額についても記載したほうがよろしいでしょうか。	委託料に関するご提案につきましては、「委託料提案書（様式3）」にのみ記載し、企画提案書等には記載しないでください。
8	その他	スマホレジ（アプリ決済）を導入する場合、利用促進のため、事前にアプリダウンロードの登録会や職員向け説明会等を実施することは可能でしょうか。	可能です。 ただし、全職員への100%の徹底を共済組合として担保するものではありません。説明会や事前登録会の実施日時・方法については、業務に支障のない範囲で、契約候補者となった後に事前協議のうえ決定します。
9	その他	現在1階（前売店前）に設置してある飲料自動販売機は12/1以降も設置される予定でしょうか。 また、12/1以降に舞鶴市役所内にて飲料自動販売機設置公募など予定はありますか。	本事項は、今回の売店経営者募集の対象外となるため、回答を差し控えさせていただきます。